

裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name and Address]

上記審査請求人が、平成24年3月12日付けで提起した伊丹市福祉事務所長の生活保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

伊丹市福祉事務所長が平成24年1月20日付けで審査請求人に対して行った生活保護開始決定処分を取り消します。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、伊丹市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成24年1月20日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に行った生活保護開始決定処分（保護開始日は平成24年1月10日。以下「本件処分」という。）を取り消し、保護開始日を平成24年1月4日にするとの裁決を求めるといふものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由について、請求人は次のとおり主張しているものと解されま

す。
請求人は平成24年1月4日に処分庁を訪れ、生活保護の申請書に署名、捺印した。その際、処分庁の求めにより、記載日は記入しなかった。同月20日付けの生活保護決定通知書は、保護開始時期が同月10日となっており、処分庁は同月4日には申請の意思がみられなかったため同月10日が申請日だと主張するが、同月4日に行くところがない旨を相談しており、申請書を記入したにもかかわらず申請意思がないとした処分庁の判断は誤りである。従って本件処分は不当なものであるため、保護開始決定を取り消し、開始年月日を平成24年1月4日とすることを求める。

第3 当庁の認定した事実及び判断

1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

(1) 処分庁は平成24年1月4日に請求人と面談した。同日の面接・相談記録票によれば、急迫の状況の判断として「収入（空欄）、年金担保 無、負債 無、その他の借金（空欄）、手持金 有 800円、ライフラインの停止（空欄）、債務整理手続 無、家賃滞納 無、国民健康保険の滞納 有、介護保険料の滞納 有」とされていること。

また、相談内容として「議員応接室にて■■■■氏と主（請求人。以下同じ。）と面談。H23.12末まで尼崎市WO（福祉事務所。以下同じ。）にて保護受給していたが、救護施設「■■■■」から飲酒行為を繰り返した為、強制退所をさせられた。それに伴い、尼崎市WOでの保護を止められたとのこと。主はH23.12.27と28に尼崎市WOにて、今後の生活について相談に行ったが、保護再開はしてくれなかったとのこと。その後、尼崎市に住む友人宅に泊めてもらい、今日の昼に友人宅を出て伊丹市WOへ来たとのこと。」「☆尼崎市WO宮川CW（ケースワーカー。以下同じ。）へ確認のTELを行ったところ、『主、来所時に申請意思が無かった為、保護申請は行わなかった』と話した。」「主に対し、救護施設の入所確認を行うことを伝え、入所日がわかるまで、友人宅にて泊めてもらえないか相談するよう伝える。」「主に対し、今後生活保護を申請する場合に必要な書類を念のため手渡すこととする。」と記載されていること。

さらに、申請意思として、「有・無・相談のみ」の選択肢のうち、「相談のみ」に丸印がつけられており、面接所見として「後日、救護施設入所日について決まれば主にTELすることとする。」と記載されていること。

(2) 平成24年1月10日付けの面接・相談記録票によれば、申請意思について「有」とされていること。相談内容として「主、現在は尼崎の知人宅で居候をさせてもらっているとのこと。」と記載されていること。また、面接所見として、「現状として、ホームレス状態であり、預貯金も無い状態である。また、収入も無く、身内からの援助も望めない為、要保護状態であった。本人より、申請意思があった為、本日付で保護申請・受理となる。」と記載されていること。

(3) 請求人が処分庁に提出した保護申請書、同意書、自立計画書、資産申告書及び収入申告書の日付は平成24年1月10日と記載され、同日付けの処分庁の受付印が押印されていること。

また、保護申請書には、保護を申請する理由として「現在体調が悪く、仕事や、すむ所が無い為」と記載されていること。

(4) 処分庁は平成24年1月20日付けで保護開始決定を行い、請求人あて通知した。同通知書には保護開始時期として「平成24年1月10日」、決定理由として「■■■■さんのホームレス対策による」と記載されていること。

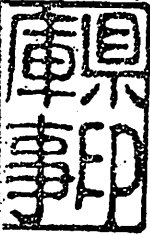
2 当庁の判断は、次のとおりです。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第7条によれば、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づい

兵知

て開始するものとする。」とされています。

- (2) 保護の開始時期について、厚生省社会局長通知（昭和38年4月1日社発第246号）第10-3によれば、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること」とされています。
- (3) 保護の相談における開始申請の取扱いについて、同通知第9-1によれば、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと」とされています。
- (4) また、面接相談時における保護の申請意思の確認について、厚生省社会局保護課長通知（昭和38年4月1日社保第34号）問第9-1によると、「相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。」とされています。
- (5) 処分庁は、当庁の認定した事実(1)のとおり、平成24年1月4日に請求人と面談した際、申請意思について面接・相談記録票に「相談のみ」と記載しており、また、弁明書においては、「5. 処分庁の意見」として「審査請求人は平成24年1月4日の相談時に施設を探すことで同意しており、書類を交付した際にも、4日付で申請を受付してほしいとの申請意思は示されていなかった。その後、平成24年1月10日に市立伊丹病院で審査請求人との面談の際に、審査請求人へ保護申請について話し合い、同日付で保護申請・開始となる旨を伝えて、審査請求人も了承したものである。」と主張しています。
- (6) 平成24年1月4日に、請求人に保護を申請する意思があったかどうかについて、請求人と処分庁の主張は異なっていますが、請求人が同日に日付が空欄の申請書を処分庁に提出したことについては、処分庁も弁明書において認めています。日付が空欄であることについて、請求人は審査請求書において「中川氏（処分庁職員）の指示で、記載日は書かないでほしいと言われたので、私は言う通り、日付は書かず、必要事項と署名、捺印を言われるまま、して提出したのです。」と主張しており、処分庁も弁明書において、事実として承認しています。そして、請求人が保護の申請書を提出しているにもかかわらず、同日時点では申請意思がなかったとする処分庁の主張の根拠となる事実を確認することはできませんでした。



(7) また、平成24年1月4日に請求人が要保護状態であったかどうかについて、処分庁は判断していませんが、当庁の認定した事実(1)、(2)のとおり、1月4日と本件処分における保護開始時期である1月10日の間に、請求人の困窮状態が大きく変化した等の事実は確認できないことから、要保護状態であった可能性が高いものと思料されます。

したがって、(4)により、処分庁は平成24年1月4日以降のいつの時点から請求人が要保護状態にあったかを検討することが必要であり、その検討を行わずになされた本件処分については、不当といわざるを得ません。

以上により、本件処分には、重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成24年6月19日

兵庫県知事 井戸 敏三

